

## ワンストップ特例制度をご利用される方へ

# ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

ふるさと納税にお申込みいただいた方で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）をご記入いただくことと、本人確認資料の添付が必要になります。

本人確認資料には、以下のいずれかが必要になりますので、ご準備をお願いします。個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認資料が添付されていない場合はワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますので、ご注意ください。

### 本人確認資料の例

- 1 個人番号カードの両面コピー
- 2 通知カードのコピーもしくは 個人番号が記載された住民票の写し +  
運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれかのコピー

### 本人確認資料のイメージ



⇒ 一点のみで個人番号確認と本人確認を行うことができます。

個人番号カード(表・裏)



+



⇒ 二点で個人番号確認と本人確認を行うことができます。(記載変更の裏書等がある場合は裏面もコピーしてご提出ください。)

通知カード(表)

住民票

旅券

運転免許証

など

### ワンストップ特例申請書へのマイナンバー記載例

令和 年 月 日	整理番号
令和 年 月 日	12345200000001
住所	フリガナ きふ たろう
	氏名 高野 太郎
	個人番号
	性別 (男) 女
電話番号	生年月日 明 太 朗 10 - 6 - 1

こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入下さい。

住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日の記載内容に間違いがないか確認してください。誤りがある場合は二重線で訂正し、訂正印を押印の上、正しい情報を記入してください。

両方に✓が付かない方はワンストップ特例申請の対象外です。(確定申告をしてください。)

- ① …確定申告を行わない給与所得者や年金職者の方は✓を入れる。
- ② …寄附先の自治体が5つ以下の方は✓を入れる。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同法第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）に基づいて申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	100,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックを入れてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を出す義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日現在の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含む申告特例対象年の1月1日か